

はじめに

公証役場には、緊急の電話がかかってくることがあります。

「本人が危篤状態です。明日にでも出張していただき、公正証書遺言を作成してもらえないでしょうか。…いつ亡くなるかわからない状態です。」

しかし、公証役場は、多くの場合、朝から夕方まで予約で埋まっています。予約者も事情があってその日にしているのも、そう簡単に変更をお願いすることもできません。ほかの公証人も多忙で余裕がある状態ではないため、交代のお願いも容易ではありません。出張となれば、立会証人2名をそろえて出向く必要があります。

通常、公正証書遺言を作成するには、必要な資料、本人確認書類などが必要になります。大急ぎで公正証書を作成するにしても、2週間程度（特急便で1週間）はかかります。公正証書遺言の緊急出張要請は、公証役場にとって大変負担が重いのです。

公証人をしていると、1年間のうち数回程度、公正証書の緊急出張遺言の依頼があります。「余命宣告を受けており、数日しかもたない」という悲鳴にも似た依頼もあります。筆者も、当時は危急時遺言に対する認識が甘く、依頼者に対し、危急時遺言を強く勧めることはできていませんでした。たまたまスケジュールが空いていて、奇跡的に公正証書遺言の作成ができたケースもあり、関係者からは非常に喜ばれた経験もあります。

一方で、残念ながら間に合わず、既に遺言者の意識がなくなってしまったなど、公正証書遺言の作成が不能になったケースもありました。今思うと、その残念なケースのうち、危急時遺言を作成していれば、依頼者の意向に沿った財産分けができたものがあったのかもしれない、と後悔の念があります。

本書は、筆者自身の懺悔の気持ちと、今後、本人の最期の願いをかなえるための方策を士業者・終活関係者一般に知っておいてもらいたいという想いから執筆したものです。他方で、繁忙に瀕する公証役場に公正証書作成の過度の負担（精神的負担を含む）をかけさせないためという想いもあります。

緊急のときは、士業者など終活に携わる者であれば、①まず「危急時遺言」を作成し、もしその後も存命ならば、②公証人が出張して、公正証書遺言を作成する（危急時遺言は自動的に失効する）、という二段階の手續を実践してほしいというのが本書の趣旨になります。

超高齢社会においては、満80歳までに遺言、死因贈与契約又は遺言代用信託を公正証書として作成しておき、危急時遺言の必要のない社会にしたいというのが本音です。そのために、「遺言定年80歳」というキャッチフレーズを流行らせたいです。そうはいつても、理想の実現にはまだまだ時間がかかりますし、人は、本当に困ったときにしか動いてくれない傾向があるのも事実です。

元公証人として強く感じることは、「危急時遺言」のことが意外にも士業者の間で広くは知られていないということです（司法統計年報によれば、令和6（2024）年の危急時遺言に係る遺言確認の申立ては全国でわずか206件）。実際、遺言公正証書の緊急作成を依頼する士業者らの多くは、危急時遺言のことを検討していませんでした。確かに、本人が危篤状態になった時点で遺言作成の依頼が来るという事例は、一生のうちで1度か2度くらいかもしれません。しかし、終活を生業（なりわい）にしている人がこの制度をあまり知らないとか、自信がないというのは、厳しく言うと、救急隊員が人工呼吸の仕方を知らないくらい罪深いものだと思います。

危急時遺言は、公証役場とは直接の関係はありません（公証役場

が危急時遺言を作成するわけではない)が、公証人を経験した者として、普及の必要性を強く感じている次第です。

危急時遺言は、それを作成しただけで終了というわけではなく、20日以内に家庭裁判所で「確認の審判」を申し立てる必要があります。しかし、その運用の実態はあまり知られていません。これもこの制度の普及を妨げている一因かもしれません。知らない制度には不安が募るからです。

そこで、本書において筆者が、危急時遺言を利用した士業者にインタビューをし、その実情を公表することにより、利用のハードルを下げるとともに、この制度の悪用(従前の遺言がこの制度によって覆されるリスク)をさせないための工夫も盛り込みました。

一方で、危急時遺言が、裁判所からどのように見られているのかという視点も必要です。第2部では、元裁判官の視点で裁判例の引用・解説をしましたが、その際、正確さよりも、理解のしやすさや実務への応用を優先しました。本書を参照される方の中には、時間的に切迫状態にある方もいることでしょう。その場合は、囲み部分(重要なポイント部分)だけでもお読みください。

本書は、実務書としてわかりやすさを優先しています。学問的な厳密さを求める場合は、必ず原典や基本的な教科書を参照してください。そのうえで、筆者の記述内容や要約等に誤りがあればご指摘いただければ幸いです。

本人の最期の願いをかなえるために、本書が少しでもお役に立てることを希望します。

令和8年3月

小宮山 茂樹

第1部 実践ガイド編

第1章 新しい三大遺言

- 1 三大遺言を新しいものに 12
- 2 自筆証書遺言——仮設住宅の遺言 14
 - (1) 自筆証書遺言の位置付け 14
 - (2) 自筆証書遺言の特徴 15
 - (3) 自筆証書遺言の要件（4つの要件） 16
 - (4) 自筆証書遺言書保管制度 18
- 3 公正証書遺言——本格住宅の遺言 20
 - (1) 公正証書遺言の特徴 20
 - (2) 公正証書遺言の要点 21
 - (3) 公正証書遺言が良い理由 24
 - (4) 公正証書遺言の保管期間 25
- 4 危急時遺言——避難場所での遺言 25
- 5 秘密証書遺言——極めて特殊な使い方 26
 - (1) 秘密証書遺言の特徴 26
 - (2) 秘密証書遺言手続の概要 26

第2章 一般危急時遺言の基本と応用

- 1 危急時遺言の知識 28
 - (1) 一般危急時遺言の概要 28
 - (2) 根拠条文 28
 - (3) 立会証人 29
 - (4) 実務の流れ 29
- 2 危急時遺言の要件 31
 - (1) 「死亡の危急に迫った者であること」 31
 - (2) 「3人以上の証人の立会いがあること」 31

(3) 「立会証人の1人(主任立会証人)に遺言を口授すること」	32
(4) 「証人(主任立会証人)による遺言者らへの読み聞かせがあり、各証人と遺言者が遺言書の内容が正しいものと確認すること」	34
(5) 「各証人が署名押印すること」	35
3 危急時遺言の事後手続	38
(1) 確認の審判申立	38
(2) 家庭裁判所調査官の調査	40
(3) 確認審判	41
(4) 家庭裁判所裁判官に危急時遺言の内容が遺言者の真意であるという心証を持ってもらうための工夫	41
(5) 確認審判とその確定	42
(6) 検認手続	43
(7) 遺言の執行	44
4 耳が不自由な人など	45
(1) 耳の聞こえない人が遺言者又は立会証人になる場合の特則(民976③)	45
(2) 口がきけない人が危急時遺言をする場合の特則(民976②)	45
5 3つの特別危急時遺言の紹介	46
(1) 隔離者の遺言(民977)	46
(2) 在船者の遺言・船舶遺言(民978)	47
(3) 船舶遭難者の遺言・遭難者遺言(民979)	48

第3章 危急時遺言の作成実例

1 公正証書作成途中での危急時遺言【小野司法書士のケース】	50
2 成年後見人の危急時遺言【村山司法書士のケース】 ..	60
3 陪席立会証人の立場から【塚越行政書士のケース】 ..	70

第4章 危急時遺言のタブー、リコメンド、マスト

- 1 危急時遺言のタブー 78
 - (1) 複雑な遺言 78
 - (2) 不合理な遺言 81
 - (3) タブーな事例 82
- 2 危急時遺言のリコメンド (推奨) 85
 - (1) 無効リスクを下げる 85
 - (2) 敵対しそうな親族などとの和解 87
- 3 危急時遺言のマスト 88
 - (1) 時間——とにかく急げ 88
 - (2) 病院・医師の協力 88
 - (3) 持参物 88
 - (4) 判断能力と口授能力 89
 - (5) 読み聞かせ 89
 - (6) 証人の署名押印 90
 - (7) 遺言確認と検認 90

第5章 危急時遺言の悪用から身を守る

- 1 危急時遺言の危険性 91
 - (1) 危急時遺言の優先性 91
 - (2) 無効確認訴訟 92
- 2 リスクの評価 93
 - (1) リスクの程度 93
 - (2) 親族間紛争の可能性 93
 - (3) 身近に不満をいだく者や邪心をいだきそうな者の存在 94
 - (4) 遺言者本人の判断能力の低下 95
- 3 事前対策 95
 - (1) 生前贈与契約 95

- (2) 一時払生命保険 96
- (3) 死因贈与契約 97
- (4) 遺言代用信託 98
- 4 事後対策 99
 - (1) 遺言無効確認訴訟の提起 99
 - (2) 遺留分侵害額請求 100

第6章 FAQ — こんなときどうする!?

- Q1 「遺言者が危篤」と電話を受けたら 102
- Q2 立会証人は誰でもよいの? 103
- Q3 何を準備すればよいの? 104
- Q4 あらかじめ Word 等で書いてもよいの? 104
- Q5 本人確認書類はどうするの? 105
- Q6 口授の手続はどうするの? 106
- Q7 口授後の手続はどうするの? 107
- Q8 危急時遺言作成後には何をすればよいの? 107
- Q9 調査官調査への対応は? 108
- Q10 争われたらどうする? 109

第2部

裁判例解説 編

第1章 危急時遺言に関する2つの最重要判例

- 1 R2・6・26決定(家裁における確認審判の姿勢) ... 113
 - (1) 事案の概要 114
 - (2) 遺言の内容 115
 - (3) 調査官との面接 116
 - (4) 原審の結果 116

(5) 抗告審 117

(6) 小 括 118

2 H30・7・18判決（地・高裁における遺言無効確認訴訟での姿勢） 119

(1) 事案の概要 121

(2) 意識障害の程度 122

(3) 口授による遺言内容 123

(4) 危急時遺言の作成～その後 124

(5) 原審（東京地判平成30年1月15日判時2397号34頁）の判断 125

(6) 7・18判決の判断 125

(7) 小 括 127

3 裁判例と判例の違い 128

第2章 関連裁判例の鳥瞰と要点

1 最高裁の判例（有効例・無効例） 130

2 遺言（危急時遺言を含む）を無効とした裁判例（どういう場合に無効になるか） 142

3 危急時遺言の確認認容審判例（家裁の確認審判の傾向を知り、対策を考えよう） 161

4 遺言（危急時遺言を含む）を有効とした裁判例（確認審判後の本案訴訟）（どのような遺言内容、家族状態なら有効になるかを知ろう） 166

5 裁判例のまとめ 178

(1) 裁判例の傾向（もう一度おさらい） 178

(2) 遺言者の判断能力と口授要件 179

(3) 裁判例の1文要点メモ（裁判例検索の助け） 180

第3部

資料編

- 1 危急時遺言等の件数の推移…………… 186
- 2 危急時遺言の文例…………… 187
 - (1) 配偶者に全財産を相続させたい場合 188
 - (2) 配偶者に預貯金を、長男に不動産を相続させたい場合 191
 - (3) 配偶者に自宅を、長男にそれ以外の不動産を相続させたい場合 193
 - (4) 長男に〇〇銀行の預金を、長女にゆうちょ銀行の貯金を、二男にそれ以外の財産を相続させたい場合 197
 - (5) 全財産を法定相続人ではない甥に遺贈し、不動産は換価して渡したい場合 199
 - (6) 清算型の「相続させる」遺言 200
 - (7) 訂正の例 201
- 3 関連書式…………… 202
 - (1) 家事審判申立書 202
 - (2) 遺言書検認申立書 204
 - (3) 遺言確認審判書モデル 207
- 4 公証人手数料…………… 214

凡 例

■法令等

民	民法
刑	刑法
家事	家事事件手続法
家事規	家事事件手続法施行規則
家審	家事審判法（旧）
家審規	家事審判規則（旧）

警職 警察官職務執行法
相法 相続税法

■判決等

大判（決） 大審院判決（決定）
最判（決） 最高裁判所判決（決定）
高判（決） 高等裁判所判決（決定）
地判（決） 地方裁判所判決（決定）
原審 原裁判所での審理又は判断
確審 確認審判

■判決登載誌等

判タ 判例タイムズ
家月 家庭裁判所月報
民集 最高裁判所民事判例集
判時 判例時報
刑録 大審院刑事判決録
民商 民商法雑誌
裁民 最高裁判所裁判集民事
金法 旬刊金融法務事情
金商 金融・商事判例
注民 注釈民法

【条・項・号の略について】

条……算用数字

項……丸付数字

号……漢数字

例) 民法889条1項1号 ⇒ 民889①一

第1部

実践ガイド 編

第1章

新しい三大遺言

1 三大遺言を新しいものに

従来の遺言の教科書や日本公証人連合会のホームページなどでは、遺言の種類として、①自筆証書遺言、②公正証書遺言、③秘密証書遺言の3つがあげられています。いわば「三大遺言」というべきものです。しかしながら、筆者は、この3つをあげるのであれば、「秘密証書遺言」は「危急時遺言」¹に置き換えられるべきで、新たな三大遺言というべきものであると考えます。

【従来の三大遺言】

①自筆証書遺言 ②公正証書遺言 ③秘密証書遺言



【新しい三大遺言】

①自筆証書遺言 ②公正証書遺言 ③危急時遺言

1 正式には、「一般危急時遺言」といわれているが、本書では、断りがない限り、単に「危急時遺言」と表記する。

従来の三大遺言のうち、「秘密証書遺言」は、実務上の利用は極めて少なく、作成方法も意外に面倒（ただし工夫すれば楽になる）で、公証役場を利用する必要もあります。内容を公証人が見ることができない（リーガルチェックを受けない）ために、要式違反や内容不十分で遺言の執行が困難になるリスクもあります。手間をかける割には、効力が保証されないという中途半端な制度ともいえるのです²。

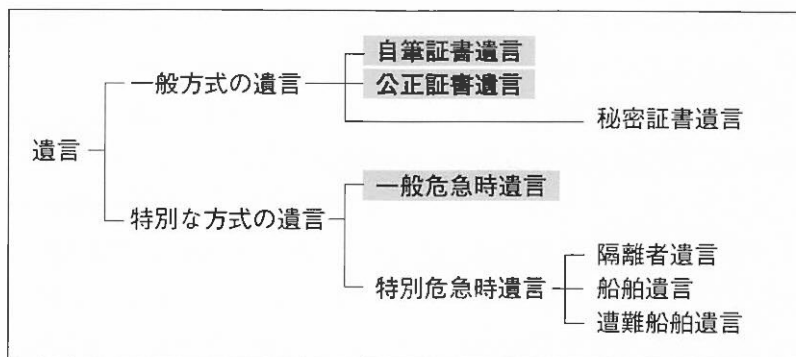
秘匿目的で秘密証書遺言を利用するのであれば、最初から、通常の公正証書遺言を作成して、その作成を秘匿しておくほうがよいと思います。すなわち、公証役場で法律専門家である公証人のアドバイスを受けて、法的に確実かつ執行も容易な公正証書遺言を作成し、その作成を秘匿しておくことのほうがよほど有用です。公証人には守秘義務があります。立会証人2名は、知り合いに頼む必要はなく、公証役場が紹介してくれます。証人の守秘義務も万全です。

「危急時遺言」は、特別な方式の遺言の1つ³で、士業者が一生のうちで1度体験するかどうかというもの（確認審判を受けた件数は第3部1で示すとおり全国で年間100件から200件前後）です（僅少性自体は秘密証書遺言と類似）が、有用性が極めて高く（その存否が関係者にとって天地の差になることもある）、その有

2 ただし、メリットとして、①遺言書本文は Word 等でも作成可能であること（遺言者本人の署名は必須。代筆不可）と、②公証役場の手数料は13,000円と比較的低廉であることがあげられる。無効のリスクを軽減するため専門家に相談することを推奨する。

3 ちなみに、一般の教科書は、特別な方式の遺言として、一般の危急時遺言以外に「隔離者遺言」、「船舶遺言」及び「船舶遭難危急時遺言」の3つの方式を紹介している。ここでは特別危急時遺言という。ただし、実際にはこの3つの方式の利用実績は一般危急時遺言に比べてさらに僅少であり、めぼしい裁判例も見当たらない。

無・効力が依頼者やその家族・関係者の運命を左右することもあります。終活を生業としている士業者・関係者は、自筆証書遺言、公正証書遺言及び危急時遺言の3つの使い方・長所と短所を含めマスターしておく必要があります。



2 自筆証書遺言——仮設住宅の遺言

(1) 自筆証書遺言の位置付け

自筆証書遺言は、文字どおり自筆で記載する遺言のことですが、本格住宅着工前の仮設住宅という位置付けになると考えています。仮設住宅が完成したからといって、これで終活を終了させるのはおすすめしません。遺言者が死亡した後の「検認手続」は、意外に面倒だからです。また、検認を受けたからといって、リーガルチェックを受けていない自筆証書遺言は、内容が不明確な場合、執行不能になるリスクもあります。つまり、銀行（主に預貯金）や法務局（主に不動産）がそのとおりに執行してくれるとは限りません。また、原本は1通だけですので、厳重に保管する必要があります。紛失したら終わりですし、偽造・変造のリスクもあります。相続人・関係者が見つけてくれないこともあります。

す。作成した場合、信頼できる人に預かってもらうのが無難でしょう。その場合、家庭裁判所の検認の手続も含めお願いすることがおすすです。

【自筆証書遺言は仮設住宅】

自筆証書遺言（仮設住宅） ➡ 公正証書遺言（本格住宅）

🍷 コラム

筆者が経験した実話（若干改変）です。

「1億円を甲野二郎（仮名）に相続させる」と記載した自筆証書遺言がありました。しかし、長男は、この遺言書は、「1億円を甲野一郎に相続させる」とした元の遺言を偽造したものだとして主張して争ってきました。筆跡を良く見ると、「二」の長横棒の部分が全体の真ん中あたりにあるようにも見えます。遺言書には、「長男」「二男」などの身分関係も、「生年月日」も書かれていません。

このような場合、裁判所は、当該遺言書だけではなく、遺言者と相続人らの生前の関係（誰が遺言者から好かれていたのか）、遺言者とその財産を相続させる動機があるのかなど生前のエピソードの認定（そのエピソード自体も当事者間で争い合うことになる）を認定しなければならないなど、事実認定にとっても苦労した記憶があります。これは、極端な例ですが、自筆証書遺言を作成する場合、争いを避けるためには封筒に入れて封印を施すこと、身分関係（例えば「遺言者の長男」など）や生年月日を記入するなど相続人・受遺者などの関係者の氏名について、さらに特定する要素を記載し、偽造・変造される余地をなくすことが必要であると切に感じました。

(2) 自筆証書遺言の特徴

自筆証書遺言は、遺言者本人にとっては費用がかからず、遺言者の労力も少ないというメリットがあります。デメリットなの

は、遺された者にとって、検認手続など負担を感じる制度であることです。それでも遺言を全く遺さないで亡くなる場合に比べれば天地の差があります。また、「争族からの回避」という観点からは、公正証書遺言に比べて弱い面があります。兄弟姉妹から、「遺言者の本当の気持ちなのか」とか、「認知症に罹患していた」、「本人の筆跡ではない」などと主張されることがあり、公正証書遺言に比べると訴訟になる確率（無効になる確率）は高いと思われます。

要するに、自筆証書が完成した場合でも、できる限り早期に公正証書遺言を作成すべきです。

【自筆証書遺言の特徴】

- 長所…費用がかからない。ペンと紙さえあればできる。1人で作成できる。
- 短所…紛失リスク、死後発見されないリスク、検認手続が面倒、要式を誤ると無効になるリスク、偽造・変造リスク、執行できないリスクがある。

(3) 自筆証書遺言の要件（4つの要件）

自筆証書遺言は、①全文自筆であること（財産目録は自筆でなくとも可）、②作成年月日の記載、③遺言者の署名、④遺言者の押印の4つが要件になります。自筆証書遺言の用紙は、便せんなどで構いません。メモ用紙であっても有効です。筆記用具は、鉛筆や消えるボールペンはトラブルになりますので、避けるべきでしょう（法的に直ちに無効とはいえないが立証上不利）。

原則として全文自筆ですが、財産が多い場合やそれらがマンションである場合、財産目録に限り Word 等によることが許されています⁴。作成年月日は、和暦でも西暦でも構いません（遺言

者に複数の遺言がある場合、日付の前後によって有効無効が定まる)。氏名は戸籍名であることが無難です(通称名であっても特定できればよいが、疑義を避けるためには戸籍名が無難)。印鑑は実印が望ましい(印鑑登録証明書により実印証明が可能)ですが、認印であっても有効とされています(スタンプ印は避けたほうが無難)。印鑑の代わりに指印・拇印でもよいことになっています。

内容に変更がある場合、最初から書き直すことが無難ですが、分量が多いなどの理由で、はじめからの書き直しが大変である場合には、訂正箇所を指示(「○行目○字削除、○字挿入」などと記載)し、署名押印しなければなりません。慣れないと結構面倒です(第3部の「2 危急時遺言の文例・書式例【その7 訂正の例】」参照)。

☉ コラム

公証役場に中年の女性の方から電話がありました。その女性の娘さんが、結婚したけれど夫との仲が険悪になってしまい、加えてその娘さんが末期のがんに罹患されたとのこと。不運の極みなのですが、残された時間は最悪1週間くらいということでした。娘さんには、まだ幼い子どもがいます。感情がこじれにこじれ、娘さんは「夫には、絶対に自分の財産を渡したくない」というのです。

家を飛び出してきたためか、本人確認書類(免許証、個人番号カード等)を持ち合わせていませんでした。これから印鑑登録手続をするのは時間的に無理なので、公正証書の作成は困難です。娘さんの意識はハッキリしており、ベッドに横たわりながら文字も書ける状態とのこと。このまま娘さんが亡くなってしまったら、財産の半分は夫に行ってしまうし、子どもに相続された財産の管理権

-
- 4 財産目録には、遺言者の署名と押印が必要。目録が複数ページに及ぶ場合、そのページごとに署名押印とページ番号が必須である。

も夫になります。娘さんとしては、お母さんに全財産を渡したいという強い意向があるといえます。夫や子に遺留分の権利があるのは、承知のうえでした。ただし、事情によっては、「遺留分侵害額請求の行使は権利濫用」という余地もある事案ですので、筆者は、電話で「全財産を母である〇〇〇〇（昭和〇年〇月〇日生）に遺贈します。遺言執行者も同人に指定します。平成〇〇年〇月〇日。遺言者〇〇〇〇@」という書き方を教示しました。

「遺言書の書き方」を命の限られた最愛の娘さんに伝えなければならないお母さまの心情は察するに余りがあります。電話の中でお母さまのすすり泣く声が聞こえてきて、胸が締めつけられる想いがしました。

※教訓※

- 免許証がない場合、必ず「写真付個人番号カード」を作っておくこと
- 遺留分侵害額請求が権利の濫用とされる場合もあり得ること
- 夫婦仲が険悪になった場合、万一の備えをあらかじめ遺言しておくこと

〔応用〕親子や親族間の感情的なもつれが深刻になった場合、もめた相手には財産を渡さない内容の遺言（⇒ほかの人に全部の財産を相続・遺贈）を作成しておくことは1つの方法です。自分の心に向き合うこともでき、心の整理につながります。

本来、公証役場は自筆証書遺言の書き方を教えることはありません（個別の法律相談は弁護士のみが可能）が、急を要する事案でしたので、一般論としての記載の仕方を教示しました。

(4) 自筆証書遺言書保管制度

自筆証書遺言は、法務局に保管させることによって、検認手続を回避することができます。検認手続を回避できることは大きなメリットですし、紛失・偽造・変造のリスクもありません。費用も少なく済みます。また、法務局保管の遺言は、自ら法務局に足を運び、以下のような面倒な手続を履行した遺言ですので、遺

言の無効を争うことは困難です。

自筆証書遺言書保管制度には、デメリットもあります。第1に、法務局に保管する手間はそれなりに大変です。法務省のホームページなどでは、「簡単です」と広報していますが、まどわされないほうがよいです。第2に、遺言内容の有効性について法務局が保障してくれるものではありません（用紙（A4片面のみ）や空白部分（例えば左側は2cm）など形式面に助言はある）。

自筆証書遺言書保管制度によって公正証書遺言依頼件数が減少するのではないかと騒がれたこともありました。実際には影響はほとんどありませんでした。

【自筆証書遺言書保管制度の特徴】

- ・長所…紛失・偽造・変造リスクがない。検認手続がない。費用が安い。
- ・短所…法務局まで出向く負担あり。予約が必要で、書き方に決まりがあるなど手軽な手続ではない（公正証書遺言のほうが手軽）、要式を誤ると無効になるが、法務局は内容の審査ができない。記載の仕方を誤ると、遺言執行できない場合もある。

【法務局保管制度の概要】（法務局のホームページ参照）

- ・自筆証書遺言書の作成（全文自筆、作成日付、署名、押印）
- ・A4サイズ、正しい余白（左20mm×右5mm×上5mm×下10mm以上）、必ず片面、ページ番号（「1/1」とか「1/2」という表記が必須）が必要
- ・訂正する場合は、正しい訂正方法が必要
- ・ホチキス（ステープラ）は不可（複写（データ化）のときの妨げになる）
- ・保管申請書（法務局のホームページから出せる）の記載は意外に面倒
- ・本籍の記載のある住民票（原本）が必要
- ・マイナンバーカードが必要
- ・3,900円の収入印紙（ほとんどの法務局に売店あり）が必要

- 保管事実証明書（どんな遺言書を預けたのかをコピーしておく。1,400円の費用がかかる）
- 遺言者の住所地、本籍地又は不動産の所在地の法務局本庁であればOK（支局出張所は取扱いがない場合もあるので、事前に確認すること）
- 予約が必要（専用のホームページか電話）
- 保管手続に1時間前後かかる。
- 本人が亡くなった後、遺言書のコピーを請求すると、遺言書存在の通知が相続人になされる仕組みになっている。

3 公正証書遺言——本格住宅の遺言

——公正証書遺言はおすすめ——

(1) 公正証書遺言の特徴

遺言は、可能な限り、公正証書で行うべきです。公証役場の敷居が高いという印象があるかもしれませんが、実際に公証役場に行ってみると、「案ずるより産むが易し」で、意外に簡単で「あっけなく終わってしまった」という感想を持つ方が多いようです。令和7（2025）年12月（一部は先行実施）から完全に電子公正証書制度に移行し、タブレット型パソコンの電子公正証書の署名欄に電子ペンで署名してもらい、これを電子データの方式で半永久的に保管しています。

公証役場に支払う費用は、1件あたり5～15万円くらいです。ただし、大資産家である場合とか、財産を受け取る人が多人数である場合には20万円を超えるケースもあります。

【公正証書遺言の特徴】

- 長所…紛失・偽造・変造リスクがない。検認手続がない。法律家の関与があり、無効リスクが極めて少ない。病気などの場合、

●著者略歴

小宮山 茂樹（こみやま しげき）



裁判官として35年間にわたり、大阪、長崎、さいたま、千葉、水戸及び横浜の各家庭裁判所及び東京高等裁判所に勤務。集中証拠調べや専門訴訟の普及に尽力した。裁判官退官後、千葉公証役場で公証人として10年勤務した後、東京弁護士会所属弁護士として、紛争予防・円満解決に特化した「あらしわない法律事務所」を開設。日弁連信託センターに所属、一般社団法人 家族信託普及協会顧問。株式会社こころのカンパニー監査役。

【あらしわない法律事務所】

〒114-0005 東京都北区栄町38番10号

HP：「arasowanai.com」で検索

TEL： 03-6903-0717